



発行 東京都

目次

38

規則

- 東京都支庁長委任規則の一部を改正する規則……………（総務局行政部振興企画課）…一
- 都民の健康と安全を確保する環境に関する条例施行規則の一部を改正する規則……………（環境局環境改善部計画課）…一
- 歯科衛生士法施行細則の一部を改正する規則……………（福祉保健局医療政策部医療人材課）…一〇
- 児童福祉法施行細則の一部を改正する規則……………（福祉保健局少子社会対策部計画課）…一〇
- 東京都農業近代化資金利子補給規則の一部を改正する規則……………（産業労働局農林水産部調整課）…三
- 東京都建設事務所長委任規則の一部を改正する規則……………（建設局総務部総務課）…四
- 東京都立公園条例施行規則の一部を改正する規則……………（建設局公園緑地部公園課）…五
- 東京都霊園条例施行規則の一部を改正する規則……………（同）…六
- 東京都葬儀所条例施行規則の一部を改正する規則……………（同）…九

規則

東京都支庁長委任規則の一部を改正する規則を公布する。

平成二十七年三月三十一日

東京都知事 外 添 要 一

●東京都規則第百十一号

東京都支庁長委任規則の一部を改正する規則

東京都支庁長委任規則（昭和四十四年東京都規則第三十二号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項第二十二号の三の次に次の一号を加える。

二十二の四 生活困窮者自立支援法（平成二十五年法律第百五号。以下この号において「法」という。）第四条第一項に規定する知事生活困窮者自立相談支援事業の実施並びに法第五条第一項、第十二条第一項、第十五条第一項及び第十六条に規定する知事生活困窮者住居確保給付金の支給及び徴収並びに法第六条第一項及び第十六条第一項に規定する知事生活困窮者就労準備支援事業等（都内全域を対象に行う事業を除く。）の実施に関する事。

附則

この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。

都民の健康と安全を確保する環境に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成二十七年三月三十一日

東京都知事 外 添 要 一

●東京都規則第百十二号

都民の健康と安全を確保する環境に関する条例施行規則の一部を改正する規則

都民の健康と安全を確保する環境に関する条例施行規則（平成十三年東京都規則第三十四号）の一部を次のように改正する。

「ケ一・一―ジフルオロエタン（別名HFC一五二a）

コ一・一―一・二・三・三―ヘプタフルオロプロパン

（別名HFC一三七a）

サ一・一―一・三・三―ヘキサフルオロプロパン（別

名HFC一三六f a）

シ一・一―二・二―ペンタフルオロプロパン（別名H

FC一四五c a）

ス一・一―一・二・三・四・五・五―デカフルオ

ロペンタン（別名HFC一四三―一〇me）」

を

「ケ 一・二・ジフルオロエタン(別名HFC-152c)
 コ 一・一・ジフルオロエタン(別名HFC-152a)
 サ フルオロエタン(別名HFC-161c)
 シ 一・一・一・二・三・三・三・ヘブタフルオロプロパン(別名HFC-227ea)
 ス 一・一・一・三・三・三・ヘキサフルオロプロパン(別名HFC-236fa)
 セ 一・一・一・二・三・三・ヘキサフルオロプロパン(別名HFC-236ea)
 ソ 一・一・一・二・二・三・ヘキサフルオロプロパン(別名HFC-236cb)
 タ 一・一・二・二・三・三・ペンタフルオロプロパン(別名HFC-245ca)
 チ 一・一・一・三・三・ペンタフルオロプロパン(別名HFC-245fa)
 ツ 一・一・一・三・三・ペンタフルオロプロパン(別名HFC-245mf)
 テ 一・一・一・二・三・四・五・五・デカフルオロペンタン(別名HFC-431-Ome)
 改める。」

第三条第四号中キをクとし、エからカまでをオからキまでとし、ウの次に次のように加える。

エ パーフルオロシクロプロパン
 第三条第四号に次のように加える。

ケ パーフルオロデカリン(別名PFC-911八)

第三条に次の一号を加える。

六 三ふつ化窒素

第三条の四を次のように改める。

(地球温暖化係数)

第三条の四 条例第五条の七第一号に規定する規則で定める係数は、次の各号に掲げる温室効果ガスの区分に応じ、当該各号に定める係数とする。

- 一 二酸化炭素 一
- 二 メタン 二十五
- 三 一酸化二窒素 二百九十八

- 四 トリフルオロメタン 一万四千八百
- 五 ジフルオロメタン 六百七十五
- 六 フルオロメタン 九十二
- 七 一・一・一・二・二・ペンタフルオロエタン 三千五百
- 八 一・一・二・二・テトラフルオロエタン 千
- 九 一・一・一・二・テトラフルオロエタン 千四百三十
- 十 一・一・二・トリフルオロエタン 三百五十三
- 十一 一・一・一・トリフルオロエタン 四千四百七十
- 十二 一・二・ジフルオロエタン 五十三
- 十三 一・一・ジフルオロエタン 百二十四
- 十四 フルオロエタン 十二
- 十五 一・一・一・二・三・三・三・ヘブタフルオロプロパン 三千二百二十
- 十六 一・一・一・三・三・三・ヘキサフルオロプロパン 九千八百十
- 十七 一・一・一・二・三・三・ヘキサフルオロプロパン 千三百七十
- 十八 一・一・一・二・二・三・ヘキサフルオロプロパン 千三百四十
- 十九 一・一・二・二・三・ペンタフルオロプロパン 六百九十三
- 二十 一・一・一・三・三・ペンタフルオロプロパン 千三十
- 二十一 一・一・一・三・三・ペンタフルオロプロパン 七百九十四
- 二十二 一・一・一・二・三・四・五・五・デカフルオロペンタン 千六百
- 四十
- 二十三 パーフルオロメタン 七千三百九十
- 二十四 パーフルオロエタン 一万二千二百
- 二十五 パーフルオロプロパン 八千八百三十三
- 二十六 パーフルオロシクロプロパン 一万七千三百四十
- 二十七 パーフルオロプロパン 八千八百六十
- 二十八 パーフルオロシクロプロパン 一万三百
- 二十九 パーフルオロペンタン 九千六百六十
- 三十 パーフルオロヘキサン 九千三百

三十一 パールオロデカリン 七千五百

三十二 六ふっ化いおう 二万二千八百

三十三 三ふっ化窒素 一万七千二百

第四条中「第五条の七第八号」を「第五条の七第八号ア」に改める。

第四条の二第一項中「第五条の七第九号」を「第五条の七第九号ア」に改め、同条第二項中「第五条の七第九号」を「第五条の七第九号ア」に、「当該年度を除く三箇年度」を「当該年度を除き、条例第五条の八の二第三項の規定による指定を受けた事業所にあつては当該指定を受ける前の年度を含む。」に改める。

第四条の六の次に次の一条を加える。

(事業所区域の変更)

第四条の六の二 条例第五条の八の二第一項ただし書の規則で定める要件は、指定地球温暖化対策事業所の要件に該当しない建物等であることとする。

2 条例第五条の八の二第二項の規則で定める者は、次に掲げる者とする。

一 事業所区域の変更の前の指定地球温暖化対策事業所に係る全ての指定地球温暖化対策事業者

二 事業所区域の変更の後の事業所(第四項第一号又は第二号の事業所に該当するものを除く。)に係る所有事業者等(前号に該当するものを除く。)

3 条例第五条の八の二第二項の規定による申請は、事業所区域の変更があつた年度の翌年度以降であつて、新たな指定又は指定の取消しを受けようとする年度の四月一日から九月末日までに、別記第一号様式の四の二による事業所区域変更申請書に、次に掲げる事項を記載した知事が別に定める様式による事業所区域変更確認書及び事業所区域の変更の内容を証する書類を添えて行わなければならない。

一 事業所区域の変更の後の事業所ごとの名称、所在地、業種、用途、用途別床面積、敷地面積その他事業所の概要及び事業所の区域

二 事業所区域の変更の前の指定地球温暖化対策事業所ごとに次に掲げる事項

ア 前年度の原油換算エネルギー使用量

イ 前年度の特定温室効果ガス年度排出量

ウ ア及びイの量を算定する体制並びに算定の基となる事業所の区域及び燃料等使

用量監視点

三 事業所区域の変更の事由及びその変更が生じた日

4 条例第五条の八の二第三項の規則で定める事業所は、次に掲げる事業所を除く事業所とする。

一 前年度の原油換算エネルギー使用量が千キロリットル未満である事業所

二 前年度の末日における床面積が五千平方メートル未満である事業所

5 条例第五条の八の二第三項の規則で定める場合は、新たな指定を受ける事業所の区域に、事業所区域の変更の前に特定地球温暖化対策事業所であつた事業所の区域の全部又は一部が含まれる場合とする。

6 条例第五条の八の二第四項の規定による通知は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に掲げる通知書により行うものとする。

一 指定地球温暖化対策事業所の指定をする場合 別記第一号様式の三による指定地球温暖化対策事業所指定通知書

二 特定地球温暖化対策事業所の指定をする場合 別記第一号様式の四による特定地球温暖化対策事業所指定通知書

三 第四項各号に掲げる事業所に該当し、新たな指定をしない事業所がある場合 別記第一号様式の四の三による指定地球温暖化対策事業所非該当通知書

四 事業所区域の変更が生じていないと認める場合 別記第一号様式の四の四による事業所区域変更非該当通知書

第四条の八第一項第二号及び第三号中「十一月末日」を「九月末日」に改める。

第四条の十第一項第一号中「他の特定地球温暖化対策事業所における」を削る。

第四条の十六第二項中「平成二十六年まで」に特定地球温暖化対策事業所に該当した事業所」の下に「及び事業所区域の変更に伴い新たな指定地球温暖化対策事業所の指定を受けた事業所(以下「新指定事業所」という。)であつて平成二十六年まで」に特定地球温暖化対策事業所に該当した事業所の区域の全部又は一部を含むもの」を加える。

4 条例第五条の十三第一項第三号に規定する規則で定める方法により算定する量は、別表第一の三の二に定めるとおりとする。

第四条の十八第三項中「第五条の十三第四項」を「第五条の十三第五項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 条例第五条の十三第四項の規定による申請は、事業所区域の変更の後の事業所のうち特定地球温暖化対策事業所として指定を受けるべき事業所ごとに作成した別記第一号様式の十一による基準排出量決定申請書に、第一項の基準排出量算定書及び算定の根拠となる資料を添えて行わなければならない。

第四条の十九第二項中「熱を供給する先の事業所の床面積」を「知事が別に定める熱ごとの供給する先の建物等の床面積の合計」に改める。

第四条の二十第一項中「九月末日まで」の下に「（条例第五条の八の二第三項の規定による指定があつた年度にあつては、当該指定の日から九十日を経過した日まで）」を加える。

第四条の二十一の四第四項中「削減義務期間の」の下に「開始年度の」を加える。
 第四条の二十一の五第二項中「次条第一項」を「第四条の二十一の六第一項」に改める。

第四条の二十一の五の二第二項中「平成二十三年度」を「平成二十三年四月一日から平成二十八年九月末日までの期間及び平成二十八年十月一日」に改め、同条中第四項を第五項とし、第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3 条例第五条の二十一の二第二項に規定する規則で定める期間は、第一項の各期間の終了の日が属する年度の四月一日から当該終了の日までの各期間とする。

第四条の二十一の六第四項中「この条第一項若しくは」を削る。

第四条の二十一の十四中「翌年度の末日」を「翌々年度の九月末日」に改め、同条に次の一項を加える。

2 知事は、第四条の二十一の六第一項の規定により廃止する指定管理口座及び条例第五条の二十一の二第二項の規定により廃止する一般管理口座に記録されている振替可能削減量等について、義務充実に利用できないものとして知事の管理口座に移転するものとする。

第五条の三に次の一項を加える。

2 条例第八条の二第二項の規定による特定テナント等地球温暖化対策計画書の評価の

公表は、当該評価が標準以上であると認めるものについて行うものとする。
 第六条から第八条までを次のように改める。

第六条から第八条まで 削除

第十八条第一項中「燃料の種類別及び二酸化炭素の排出量」を「次に掲げる事項」に改め、同項に次の各号を加える。

- 一 燃料の種類別
- 二 二酸化炭素の排出量
- 三 自動車用エアコンデিশヨナーに冷媒として使用されている物質の種類、量及び地球温暖化係数

第七十二条の次に次の一条を加える。

（騒音規制の特例）

第七十二条の二 条例別表第十三 一の項の表に規定する規則で定める場所は、次に掲げるものとする。

- 一 保育所及び東京都認定こども園の認定要件に関する条例施行規則（平成十八年東京都規則第二百九十九号）第三条第一号に規定する認証保育所
 - 二 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する幼稚園
 - 三 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第二条第七項に規定する幼保連携型認定こども園
 - 四 児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第四十条に規定する児童厚生施設
 - 五 都市公園法（昭和三十一年法律第七十九号）第二条第一項に規定する都市公園その他これに類する公園
 - 六 前各号に掲げるもののほか、子供の健やかな成長を図るために必要な場所として知事が認める場所
- 別表第一付表第二 八の項中「最終処分場において埋立処分が行われたもの」を削り、「分解された」を「埋立処分が行われた」に改め、「として知事が別に定める方法により算定される量」を削り、「当たりの」の下に「、埋立処分後の」を加え、「排出される」の下に「と見込まれる」を加える。
- 別表第一の三の次に次の一表を加える。

別表第一の二の二 一 事業所区域の変更に伴う基準排出量の算定方法 (第四条の十七関係)

区域変更部	旧指定事業所の区	旧指定事業所の基準排出量の算定方法	標準排出量						
分	旧指定事業所の区域の	特定地球温暖化対策事業所	旧指定事業所の基準排出量	排出量	基準変更相当量				
全部	所の区域の	特定地球温暖化対策事業所でない事業所	旧指定事業所の基準排出量	旧指定事業所の基準排出量の案分量	実績適正基準量				
旧指定事業所の区域の	旧指定事業	特定地球温暖化対策事業所	旧指定事業所の基準排出量	旧指定事業所における区域の基準期間における区域の変更部分についての特	旧指定事業所における区域の変更部分についての特	旧指定事業所の基準排出量の案分量	旧指定事業所における区域の変更部分についての特	旧指定事業所における区域の変更部分についての特	旧指定事業所の基準排出量の案分量
一部	所の区域の	旧指定事業	特定地球温暖化対策事業所	旧指定事業所	旧指定事業所	旧指定事業所	旧指定事業所	旧指定事業所	旧指定事業所
特定地球温暖化対策事業所	特定地球温暖化対策事業所	特定地球温暖化対策事業所	特定地球温暖化対策事業所	特定地球温暖化対策事業所	特定地球温暖化対策事業所	特定地球温暖化対策事業所	特定地球温暖化対策事業所	特定地球温暖化対策事業所	特定地球温暖化対策事業所
特定地球温暖化対策事業所	特定地球温暖化対策事業所	特定地球温暖化対策事業所	特定地球温暖化対策事業所	特定地球温暖化対策事業所	特定地球温暖化対策事業所	特定地球温暖化対策事業所	特定地球温暖化対策事業所	特定地球温暖化対策事業所	特定地球温暖化対策事業所
特定地球温暖化対策事業所	特定地球温暖化対策事業所	特定地球温暖化対策事業所	特定地球温暖化対策事業所	特定地球温暖化対策事業所	特定地球温暖化対策事業所	特定地球温暖化対策事業所	特定地球温暖化対策事業所	特定地球温暖化対策事業所	特定地球温暖化対策事業所
特定地球温暖化対策事業所	特定地球温暖化対策事業所	特定地球温暖化対策事業所	特定地球温暖化対策事業所	特定地球温暖化対策事業所	特定地球温暖化対策事業所	特定地球温暖化対策事業所	特定地球温暖化対策事業所	特定地球温暖化対策事業所	特定地球温暖化対策事業所
特定地球温暖化対策事業所	特定地球温暖化対策事業所	特定地球温暖化対策事業所	特定地球温暖化対策事業所	特定地球温暖化対策事業所	特定地球温暖化対策事業所	特定地球温暖化対策事業所	特定地球温暖化対策事業所	特定地球温暖化対策事業所	特定地球温暖化対策事業所

備考

- 一 区域変更部分とは、旧指定事業所のうち、新指定事業所の区域の一部となる部分をいう。
- 二 旧指定事業所とは、事業所区域の変更の前に指定を受けた指定地球温暖化対策事業所をいう。
- 三 標準排出量とは、条例第五条の十三第二項第三号に規定する規則で定める方法により算定する量であって、新指定事業所の区域に含まれる全ての旧指定事業所の区域変更部分に係る標準排出量を合計した量が、新指定事業所の基準排出量となる。
- 四 基準変更相当量とは、旧指定事業所の区域の全部又は一部の部分を第四条の十九第五項の状況の変更があつた部分とみなした場合において同項の規定により算定される基準排出量に加え、又は減じる量(同項第一号から第三号までのいずれかの方法によるものに限る。)をいう。
- 五 基準期間とは、旧指定事業所の基準排出量の算定に用いた条例第五条の十三第二項第一号又は第二号に規定する期間をいう。
- 六 実績適正基準量とは、基準期間における区域変更部分についての特定温室効果ガス年度排出量の平均の量(基準期間より後に基準排出量の改定又は変更が行われている場合にあつては、知事が別に定めるところにより、当該平均の量及び当該改定又は変更の内容を踏まえて算定す

七 日指定事業所の基準排出量の案分量とは、区域変更部分の基準変更相当量を、区域変更部分の基準変更相当量と非区域変更部分（日指定事業所の区域のうち、区域変更部分以外の部分）の基準変更相当量との合計で除し、これに日指定事業所の基準排出量を乗じて得られる量をいう。ただし、非区域変更部分が第四条の六の二第四項各号に掲げる事業所に該当する場合にあっては、日指定事業所の基準排出量から非区域変更部分の基準変更相当量を減じた量とすることができる。

八 指標適正基準量とは、日指定事業所の基準排出量の算定に用いた排出活動指標の区域変更部分についての値に排出標準原単位を乗じた量（日指定事業所の基準排出量の決定より後に基準排出量の改定又は変更が行われている場合にあつては、知事が別に定めるところにより、当該乗じた量及び当該改定又は変更の内容を踏まえて算定する量）をいう。

別表第十四付表中「（昭和二十二年法律第二十六号）」及び「（昭和二十二年法律第百六十四号）」を削る。

附記第一号欄中の三密中「第4条の6」や「第4条の6、第4条の6の2」及び「第5条の8第1項」や「第5条の8の2第3項」を削除。

附記第一号欄中の四密中「第4条の6」や「第4条の6、第4条の6の2」及び「第5条の8第3項」や「第5条の8の2第3項」を削除。同欄中の次に次の三欄を削る。

附記第一号欄

第1号様式の4の2(第4条の6の2関係)

年 月 日

東京都知事 殿

住 所 氏 名

〔法人にあつては名称、代表者の氏名〕
〔及び主たる事務所の所在地〕

事業所区域変更申請書

都民の健康と安全を確保する環境に関する条例第5条の8の2第2項の規定により、
事業所区域の変更を次のとおり申請します。

事業所区域を変更する指定 地球温暖化対策事業所の名 称、指定番号及び所在地	
事業所区域の変更後の事業 所の名称及び所在地	
変 更 事 由	
変 更 事 由 の 発 生 日	
事 業 所 区 域 変 更 日	別添のとおり
確 認 書	別添のとおり
検 証 結 果	別添のとおり
連 絡 先	(電話番号)
※受付欄	

(日本工業規格A列4番)

第1号様式の4の3(第4条の6の2関係)

(表)

指定地球温暖化対策事業所非該当通知書

第 年 月 日 号

殿

東京都知事

印

次の事業所については、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例第5条
の8の2第3項の規定により、新たな指定を行わない事業所であるため、同条例第
4項の規定により通知します。

事業所の名称	事業所の所在地
非 該 当 の 理 由	1 事業所の前年度の原油換算エネルギー使用量が1,000 キロリットル未満であるため。 2 事業所の前年度末日における床面積が5,000平方メー トル未満であるため。
備 考	

(日本工業規格A列4番)

(日本工業規格A列4番)

(裏)

[教示]

1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、東京都知事に対して異議申立てをすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると異議申立てをすることができなくなります。）。

2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、東京都を被告として（訴訟において東京都を代表する者は東京都知事となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の異議申立てをした場合には、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

第1号様式の4の4（第4条の6の2関係）

(表)

事業所区域変更非該当通知書

第 年 月 日 号

殿

東京都知事

[印]

年 月 日付けで申請のあった事業所区域の変更の申請については次のおり事業所区域の変更の要件に該当しないため、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例第5条の8の2第4項の規定により通知します。

事業所の名称	
事業所の所在地	
指 定 番 号	
非 該 当 の 理 由	
備 考	

（日本工業規格A列4番）

(集)

- 〔教示〕
- この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、東京都知事に対して異議申立てをすることができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると異議申立てをすることができなくなります)。
 - この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、東京都を被告として(訴訟において東京都を代表する者は東京都知事となります)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります)。ただし、上記1の異議申立てをした場合には、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができません。

原記載1の欄中

- 「3 指定地球温暖化対策事業所の原油換算エネルギー使用量が前年度まで3箇年度連続して1, 500キロリットル未満となったため。」
- 「3 指定地球温暖化対策事業所の原油換算エネルギー使用量が前年度まで3箇年度連続して1, 500キロリットル未満となったため。」
- 「4 指定地球温暖化対策事業所のうち中小企業者等が所有する部分における前年度の原油換算エネルギー使用量の合計が、当該事業所全体における前年度の原油換算エネルギー使用量の二分の一以上となったため。」

改定。

- 原記載1の欄中 「第1号」 「第1号」「第2号」「第3号」「第4号」

- 「3 指定地球温暖化対策事業所の原油換算エネルギー使用量が前年度まで3箇年度連続して1, 500キロリットル未満となったため。」
- 「3 指定地球温暖化対策事業所の原油換算エネルギー使用量が前年度まで3箇年度連続して1, 500キロリットル未満となったため。」
- 「4 指定地球温暖化対策事業所のうち中小企業者等が所有する部分における前年度の原油換算エネルギー使用量の合計が、当該事業所全体における前年度の原油換算エネルギー使用量の二分の一以上となったため。」
- 「5 指定地球温暖化対策事業所に係る事業所の区域が条例第5条の8の2第3項の規定により変更されたため。」

「3まで」や「5まで」に改定。

- 原記載1の欄中 「第5条の13第3項」 「第5条の13第3項」 「第5条の13第4項」

原記載1の欄中 「同条第4項」や「同条第5項」に改定。

原記載1の欄中 「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」や「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例(以下「条例」という。)」に改定。

- 「3 特定地球温暖化対策事業所の原油換算エネルギー使用量が前年度まで3箇年度連続して1, 500キロリットル未満となったため。」
- 「3 特定地球温暖化対策事業所の原油換算エネルギー使用量が前年度まで3箇年度連続して1, 500キロリットル未満となったため。」
- 「4 特定地球温暖化対策事業所のうち中小企業者等が所有する部分における前年

度の原油換算エネルギー使用量の合計が、当該事業所全体における前年度の原油換算エネルギー使用量の二分の一以上となったため。
 5 特定地球温暖化対策事業所に係る事業所の区域が条例第5条の8の2第3項の規定により変更されたため。」
 改める。

別記第一号様式の十八の五中「許諾をします。」を「許諾をします。」「に改める。」

附 則
 (施行期日)

1 この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、第十八条第一項の改正規定は、同年十月一日から施行する。

(経過措置)

2 指定地球温暖化対策事業者が平成二十七年度に都民の健康と安全を確保する環境に関する条例(平成十二年東京都条例第二百五号)第五条の二十五の規定により把握し、及び同条例第六条第七号の規定により地球温暖化対策計画書に記載する平成二十六年度のその他ガス年度排出量に係る温室効果ガスである物質は、この規則による改正後の都民の健康と安全を確保する環境に関する条例施行規則(以下「新規則」という。)第三条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3 平成二十二年度から始まる削減計画期間に関する温室効果ガス排出量の算定に用いる地球温暖化係数は、新規則第三条の四の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(都民の健康と安全を確保する環境に関する条例施行規則の一部を改正する規則の一部改正)

4 都民の健康と安全を確保する環境に関する条例施行規則の一部を改正する規則(平成二十五年東京都規則第九十九号)の一部を次のように改正する。

附則第二項中「該当した年度(」の下に「事業所区域の変更に伴い新たな指定を受けた特定地球温暖化対策事業所(以下「新指定事業所」という。)にあつては、新指定事業所の区域にその区域の全部又は一部が含まれる旧指定事業所(事業所区域の変更の前に指定を受けた指定地球温暖化対策事業所をいう。)が特定地球温暖化対策事

業所に該当した年度のうち最も早い年度。」を加える。

歯科衛生士法施行細則の一部を改正する規則を公布する。

平成二十七年三月三十一日

東京都知事 外 添 要 一

●東京都規則第百十三号

歯科衛生士法施行細則の一部を改正する規則

歯科衛生士法施行細則(昭和三十九年東京都規則第百五十号)の一部を次のように改正する。

第二条の見出しを「(業務記録)」に改め、同条中「処置録」を「業務記録」に改め、同条第二号中「直接」を削り、同条第三号中「処置」の下に「又は歯科保健指導」を加え、「住所、」を「住所又は所在地並びに」に改め、「年令」の下に「又は団体名」を加え、同条第四号及び第五号中「処置」の下に「又は歯科保健指導」を加える。

附 則

この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。

児童福祉法施行細則の一部を改正する規則を公布する。

平成二十七年三月三十一日

東京都知事 外 添 要 一

●東京都規則第百十四号

児童福祉法施行細則の一部を改正する規則

児童福祉法施行細則(昭和四十一年東京都規則第百六十九号)の一部を次のように改正する。

第十七条の十一を次のように改める。

(病児保育事業の実施、廃止又は休止の届出等)

第十七条の十一 法第三十四条の十八第一項及び規則第三十六条の三十八第一項の規定による届出は、病児保育事業実施届(別記第二十九号の十九様式)によるものとする。

2 法第三十四条の十八第二項の規定による届出は、病児保育事業内容変更届(別記第

二十九号の二十様式)によるものとする。

3 法第三十四条の十八第三項及び規則第三十六条の三十九の規定による届出は、病児保育事業廃止(休止)届(別記第二十九号の二十一様式)によるものとする。

第十八条第一項中「児童福祉施設設置認可申請書(別記第三十号の二様式)に」の下に「よるものとし、法第五十六条の八第三項の規定による届出は公私連携型保育所設置届(別記第三十号の三様式)に」を加え、同条第三項中「第三十五条第六項」を「第三十五条第十一項」に改める。

第三十一条第一号及び第三十二条中「第五十条第六号の三」を「第五十条第六号の二」に改める。

別表第一中「附則第12条」を「附則第12条、所得税法等の一部を改正する法律(平成25年法律第5号)附則第59条第1項、第60条第1項」に改める。

別記第二十九号の十六様式中「事業の種類及び類型」を「事業の種類」に、「一時預かり事業 一般型」を「一時預かり事業」に改める。

別記第二十九号の十七様式及び別記第二十九号様式の十八中「年 月 日 第 号(より)」を「年 月 日(けで)」に改める。

別記第二十九号の十九様式から別記第二十九号の二十一様式までを次のように改める。

第29号の19様式(第17条の11関係)

東京都知事 殿

病児保育事業実施届

年 月 日

送着者

(住所(区市町村、法人又は団体にあつては主たる事務所の所在地)

氏名(区市町村名、法人名又は団体名及び代表者氏名)

印

児童福祉法第34条の18第1項及び児童福祉法施行規則第36条の38第1項の規定により届出ます。

事業の種類			
事業の内容			
職員の定数及び職務内容 (職務の内容を確認できる書類を添付)	職員数 名(常勤)	名(非常勤)	名
主な職員の氏名及び経歴 (書類を添付)			
事業の区域			
施設の名称			
施設の種別			
施設の所在地	利用	定員	人
面積及び構造	施設の面積	㎡	㎡
	保育室	㎡ [1人当たり	㎡]
設 備	観察室又は安静室	㎡	㎡
	建物の構造	造	階建(設置図及び平面図を添付)
設 備	遊具()	
	その他()	
事業開始予定年月日			

条例、定款その他の基本約款 (書類を添付)

備考

- 「事業の内容」欄には、実施する病児保育事業の概略を記載の上、収支予算書及び事業計画書を添付してください。ただし、インターネットを利用して当該書類の内容を確認できるURLを記載する場合には、書類の添付は必要ありません。
- 「主な職員の氏名及び経歴」については、氏名及び生年月日、常勤・非常勤の別、資格の有無その他の経歴を確認できる書類を添付してください。
- 「事業の区域」欄には、区市町村名を記入することとし、当該区域の全部又は一部の別を記載してください。なお、一部の地域が実施地域である場合は、適宜地図を添付してください。

東京都知事 殿 年 月 日

病児保育事業内容変更届

経営者

住所(区市町村、法人又は団体にあつては主たる事務所の所在地)

氏名(区市町村名、法人名又は団体名及び代表者氏名)

㊦

年 月 日付にて実施の届出を行った事業について、次のとおり変更したの

で、児童福祉法第34条の18第2項の規定により届け出ます。

施設の種類	1 経営者の住所及び氏名	7 施設の種類
変更する事項 (該当するものに○をしてください。)	2 事業の種類及び内容	8 施設の所在地
	3 職員の定数及び職務内容	9 利用定員
	4 主な職員の氏名及び経歴	10 面積及び構造
	5 事業の区域	11 設備
	6 施設の名称	12 条例、定款その他の基本約款
変更内容 (変更する事項欄において○をした番号に添じ記載してください。)	変更前	変更後
変更の理由		
事業変更年月日		

備考

- 「事業の種類及び内容」の変更の場合は、病児保育事業の標榜を記載の上、収支予算書及び事業計画書を添付してください。ただし、インターネットを利用して当該書類の内容を確認できるURLを記載する場合には、書類の添付は必要ありません。
- 「職員の定数及び職務内容」の変更の場合は、職務の内容を確認できる書類を添付してください。
- 「主な職員の氏名及び経歴」の変更の場合は、氏名及び生年月日、常勤・非常勤の別、資格の有無その他の経歴を確認できる書類を添付してください。
- 「事業の区域」の変更の場合は、区市町村名を記入することとし、当該区域の全部又は一部の別を記載してください。
- 「面積及び構造」の変更の場合は、設置図及び平面図を添付してください。
- 「条例、定款その他の基本約款」の変更の場合は、書類を添付してください。

(日本工業規格A列4番)

東京都知事 殿 年 月 日

病児保育事業廃止(休止)届

経営者

住所(区市町村、法人又は団体にあつては主たる事務所の所在地)

氏名(区市町村名、法人名又は団体名及び代表者氏名)

㊦

年 月 日付にて実施の届出を行った事業について、次のとおり廃止(休止)

するので、児童福祉法第34条の18第3項及び児童福祉法施行規則第36条の39の規定により届け出ます。

施設の種類	
施設の所在地	
事業廃止(休止)年月日	
廃止(休止)理由	
現に便宜を受けている児童に対する措置	
事業休止予定期間	

(日本工業規格A列4番)

別記第三十号の二様式の次に次の様式を加える。

第30号の3様式(第18条関係)

公私連携型保育所設置届		年	月	日
東京都知事	殿			
				設置者
		住所 (法人又は団体にあつては所在地)		
		氏名 (法人名又は団体名及び代表者氏名)		
		印		
児童福祉法第56条の8第3項の規定により届け出ます。				
1	施設の種類			
2	施設の所在地			
3	事務所又は連絡所			
4	経営主体			
5	対象とする児童の種別			
6	定員 (児童遊園を除く。)			
7	職員の構成			
8	建物の規模及び構造並びに設備の状況 (児童遊園については施設の規模)			
9	土地の状況			
10	運営の方法			
11	伊設事業			
12	収支予算書			
13	事業開始予定年月日	年	月	日
		(添付書類)		
1	設置者の履歴及び資産状況			
2	法人又は団体にあつては、定款その他の規約			

(日本工業規格A列4番)

別記第三十二号様式中「第35条第6項」を「第35条第11項」に改める。
別記第三十二号の二様式中「第35条第7項」を「第35条第12項」に改める。

附則

(施行期日)

- この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、別表第一の改正規定及び次項の規定は、公布の日から施行する。
(経過措置等)
- この規則による改正後の児童福祉法施行細則別記第二十九号の十六様式による届出は、この規則の施行の日前においても行うことができる。
- この規則の施行の際、この規則による改正前の児童福祉法施行細則による別記第二十九号の十六様式から第二十九号の十八様式まで、第三十二号様式及び第三十二号の二様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

東京都農業近代化資金利子補給規則の一部を改正する規則を公布する。

平成二十七年三月三十一日

東京都知事 外 添 要 一

●東京都規則第百十五号

東京都農業近代化資金利子補給規則の一部を改正する規則

東京都農業近代化資金利子補給規則(昭和三十七年東京都規則第七十一号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項第一号口を次のように改める。

口 認定就農者(農業経営基盤強化促進法第十四条の五第一項に規定する認定就農者をいう。以下同じ。)

第二条第二項中「東京都共済農業協同組合連合会」を「全国共済農業協同組合連合会」に改める。

別表第一 一の項から四の項まで及び六の項中「東京都共済農業協同組合連合会」を「全国共済農業協同組合連合会」に改める。

別表第一 七の項中「又は青年等の就業促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法第八条の規定により指定された地域内において認定就農者が」を「において認定就農者が」に、「東京都共済農業協同組合連合会」を「全国共済農業協同組合連合会」に改める。

別表第二中「認定就農者等が認定就農計画に従つて就農する」を「認定就農者が認定就農計画（農業経営基盤強化促進法第十四条の五第二項に規定する認定就農計画をいう。）に従つて同法第十四条の四第二項第三号の措置を行う」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

東京都建設事務所長委任規則の一部を改正する規則を公布する。

平成二十七年三月三十一日

東京都知事 外 添 要 一

●東京都規則第百十六号

東京都建設事務所長委任規則の一部を改正する規則

東京都建設事務所長委任規則（昭和四十四年東京都規則第二百九号）の一部を次のように改正する。

第一号(九)の次に次のように加える。

(九)の二 道路法第四十四条の第二項（同法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定により違法放置物件を自ら除去し、又はその命じた者若しくは委任した者に除去させること。

第一号(五)中「第四十七条の三第一項」を「第四十七条の四第一項」に改め、同号中(五)を(五)の三とし、(五)の次に次のように加える。

(五) 道路法第四十八条第二項又は第四項の規定により必要な措置をすることを命ずること。

(五)の二 道路法第四十八条の十二の規定により行為の中止その他交通の危険防止のための必要な措置をすることを命ずること。

第一号(五)中「第七十一条第五項」を「第七十一条第四項」に改め、第二号(四)の次に次

のように加える。

(四)の二 河川法第二十三条の二の規定により登録の申請書を受理すること。

第二号(十)中「許可」の下に「又は登録」を加え、同号(七)中「から(六)まで」を「(五)及び(六)」に改め、同号中(五)を(五)とし、同号(四)中「同法」の下に「第二十三条の二、」を加え、同号中(五)を(五)とし、(五)の次に次のように加える。

(五) 河川法第九十九条第一項の規定により地方公共団体等に委託すること。

第二号中(五)を(五)とし、(六)から(七)までを(七)から(八)までとし、(五)の次に次のように加える。

(六) 河川法第五十八条の八第一項の規定により河川協力団体を指定すること。

(六)の二 河川法第五十八条の十の規定により河川協力団体に対して監督等を行うこと。

(六)の三 河川法第五十八条の十一の規定により河川協力団体に対して情報の提供等を行うこと。

第二号の二(二)の次に次のように加える。

(二)の二 河川法第二十三条の二の規定により登録の申請書を受理すること。

第二号の二(九)中「許可」の下に「又は登録」を加え、同号(十)中「から(四)まで」を「(三)及び(四)」に改め、同号(七)中「同法」の下に「第二十三条の二、」を加え、同号中(七)を(七)とし、(七)の次に次のように加える。

(七) 河川法第九十九条第一項の規定により地方公共団体等に委託すること。

第二号の二中(六)を(七)とし、(七)から(八)までを(八)から(九)までとし、(七)の次に次のように加える。

(七) 河川法第五十八条の八第一項の規定により河川協力団体を指定すること。

(七)の二 河川法第五十八条の十の規定により河川協力団体に対して監督等を行うこと。

(七)の三 河川法第五十八条の十一の規定により河川協力団体に対して情報の提供等を行うこと。

(五) 海岸法第二十三条の三第一項の規定により海岸協力団体を指定すること。

(五)の二 海岸法第二十三条の五の規定により海岸協力団体に対して監督等を行うこと。

と。

(五)の三 海岸法第二十三条の六の規定により海岸協力団体に対して情報の提供等を行うこと。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

東京都立公園条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成二十七年三月三十一日

東京都知事 外 添 要 一

●東京都規則第百十七号

東京都立公園条例施行規則の一部を改正する規則

東京都立公園条例施行規則（昭和三十二年東京都規則第三十七号）の一部を次のように改正する。

別表第二 一の項中「一万四十五円」を「九千九百八十四円」に、「二千十六円」を「千九百九十八円」に、「二千四百三十三円」を「二千四百十四円」に、「二千八百八十二円」を「二千八百五十九円」に、「二千二百八十三円」を「二千二百七十七円」に、「千三百三円」を「千九十二円」に、「二千四十七円」を「二千二十九円」に、「千四百四十九円」を「千四百三十七円」に、「千六百八十二円」を「千六百六十八円」に、「千七百七十四円」を「千七百四十八円」に、「千百三十九円」を「千百三十四円」に、「七百七十二円」を「七百六十六円」に、「五百三十三円」を「五百三十一円」に、「四百六十円」を「四百五十九円」に、「六百七十三円」を「六百六十八円」に、「七百九十七円」を「七百九十四円」に、「六百二十九円」を「六百二十六円」に、

千

「六百四円」を「六百一元」に、「二百三円」を「千二十二円」に、「千四百七十円」を「千四百六十六円」に、「七

百二十五円」を「七百二十円」に、「七百五十八円」を「七百五十二円」に、「九百三

十一円」を「九百二十七円」に、「五百九十七円」を「五百九十三円」に、「二千二百九十二円」を「二千二百六十六円」に、「六百七十七円」を「六百七十円」に、「六百十二円」を「六百九円」に、「六百五円」を「六百三元」に、「八百七円」を「八百四円」に、「五百二十三円」を「五百十九円」に、「六百八円」を「六百六円」に、「五百十九円」を「五百十六円」に、「五百七十六円」を「五百七十五円」に、

六
四百一

「四百四元」を「六百二元」に、「四百二十三円」を「五百六十五円」を「五百六十四円」に、「三百六十六円」を「三百六十三円」に、「四百四十六円」を「四百四十四円」に、「三百十二円」を「三百七円」に、「四百四十五円」を「四百四十二円」に、「四百七十三円」

を「四百六十九円」に、

四百九十円
百七十四円

を

四百八十八円
百七十二円

に、

百六十六円
八十四円

を「三百九十二円」に、「六百十四円」を「六百十二円」に、「四百円」を「三百九十九円」に、「三百八十九円」を「三百八十八円」に、「四百十九円」を「四百十七円」に、「百十円」を「百九円」に、「二百五十四円」を「二百五十三円」に、「四百十二円」を「四百十円」に、「二百円」を「百九十八円」に、「二百五十五円」を「二百五十三円」に、「三百円」を「二百九十九円」に、「百六十一円」を「百六十円」に、「六百五十二円」を「六百四十九円」に、「四百六十七円」を「四百六十五円」に、

「二百十七円」を「二百十四円」に、

二百九十一円
百円

を

二百八十七円
百三元

に、

二百三十七円
二百三十五円
を
百七十六円
百七十四円

に改め、同表二の部(一)の項中「二百五十万三

千四百円」を「二百四十七万一千円」に、「四十九万五千八百円」を「四十九万二千三百円」に、「二十三万一千八百円」を「二十三万四百円」に、「十五万一千九百円」を「十五万九百円」に、「二十万一千七百円」を「二十万四百円」に、「八万二千三百円」を「八万一千八百円」に、「六万二千五百円」を「六万一千百円」に、「十六万四千五百円」を「十六万三千五百円」に、「十万一千円」を「十万四百円」に、「二十一万四百円」を「二十万五千八百円」に、「四万七千六百円」を「四万六千九百円」に、「十七万六千五百円」を「十七万三千六百円」に、「二万八千六百円」を「二万八千三百円」に、「三万一千二百円」を「三万六百元」に、「四十万九百円」を「三十九万四百円」に、「七十二万八千七百円」を「七十一万二千八百円」に、「四十二万五千六百円」を「四十一万六千九百円」に、「四万三千五百円」を「四万二千五百円」に、

二万五百円
二万四百円
を
十四万五千三百円
十四万一千百円

に、「十五万四千五百円」を「十四万

八千七百円」に、「十八万四千二百円」を「十八万八百円」に、「二十三万三千五百円」を「二十二万八千百円」に、「八万六千二百円」を「八万四千百円」に、「三万二百円」を「二万九千九百円」に、「二十二万五千七百円」を「二十二万一千百円」に、「二十六万五千六百円」を「二十六万七百元」に、「三万四百円」を「三万百円」に、「五万七百元」を「四万九千八百円」に、「四十六万五千円」を「四十五万六千六百円」に、「二十九万八千七百円」を「二十九万三千五百円」に、「十八万九千八百円」を「十八万七千八百円」に、「一万三百円」を「一万二百円」に、「七万一千二百円」を「六万九千八百円」に、「十八万四千七百円」を「十八万二千円」に、「五万八千二百円」を「五万六千八百円」に、「二十万三千五百円」を「十九万八千八百円」に、「十万五千百円」を「十万二千百円」に、「十三万二千百円」を「十二万八千四百円」

二十一万八百元
二十万五千二百円
を
十四万五千三百円
十四万二千円

に改め、同部(二)の項中「百十八万四

千二百円」を「百十七万二千八百円」に、「九十六万八千八百円」を「九十六万六百元」に、「二十五万九千四百円」を「二十五万四千六百円」に、「百二十七万九千五百円」を「百二十五万八千九百円」に、「百十七万五千七百円」を「百十五万六千七百円」に、「三十万二千三百円」を「二十九万四千四百円」に、「八十二万七千四百円」を「八十一万四千八百円」に、「二万八千七百円」を「二万八千円」に、「四十二万四千二百円」を「四十一万三千三百円」に、「六十七万九千二百円」を「六十六万二千円」に、「四十四万五千四百円」を「四十三万二千九百円」に、「十万三百円」を「九万七千百円」に改め、同部(三)の項中「二十四万六千九百円」を「二十四万五千四百円」に改め、同部(四)の項中「二万四千百円」を「二万三千九百円」に、「七万四千円」を「七万三千四百円」に、「一万九千二百円」を「一万九千百円」に、「一万八千七百円」を「一万八千三百円」に、「二万四千七百円」を「二万四千八百円」に、「二万四千三百円」を「二万四千二百円」に、「七万六千九百円」を「七万六千四百円」に、「三万五千二百円」を「三万五千円」に改め、同部(五)の項中「七十六万三千九百円」を「七十四万五千八百円」に、「十七万五千五百円」を「十七万三千四百円」に、「二十八万五千円」を「二十八万二千五百円」に、「四十三万七千円」を「四十六万九千三百円」に改め、同部(六)の項中「三十四万八千円」を「十六万一千五百円」に、「七万七千五百円」を「七万五千四百円」に改め、同部(七)の項中「六百五十七万六千六百円」を

「六百五十五万五千五百円」に、「五百二万二千八百円」を「五百万五千四百円」に、「四百三十三万一千四百円」を「四百二十六万六千四百円」に、「二百七十七万七千五百円」を「二百六十六万七千八百円」に、「百三十三万一千七百円」を「百三十三万七千七百円」に、「二十六万三千五百円」を「二十六万三千三百円」に、「二百八十七万五千七百円」を「二百八十七万四千九百円」に、「六十万七千七百円」を「二百八万三千二百円」に、「八十七万二千三百円」を「八十五万七千二百円」に、「六百八十六万八千四百円」を「六百八十一万二千四百円」に、「三百八十九万七千九百円」を「三百八十六万九千七百円」に、「百十万二千四百円」を「百九万七千七百円」に、「五百三十九万三千四百円」を「五百三十三万九百円」に、「四十二万一千五百円」を「四十一万九千九百円」に、「七十六万六千五百円」を「七十四万九千五百円」に、「七十八万八千七百円」を「七十八万六千五百円」に、「八十一万四千二百円」を「七十九万七千三百円」に、「五十二万五千三百円」を「百十万九千五百円」に、「四十八万三千九百円」を「四十八万百円」に、「四十七万二千三百円」を「四十六万九千四百円」に、「九十一万三千六百円」を「九十一万八千四百円」に、「百八万一千七百円」を「百六万四千八百円」に、「四百五十一万七千円」を「四百五十万四千四百円」に、「七十三万三千九百円」を「七十三万五千五百円」に、「百六十九万三千三百円」を「百六十八万九千三百円」に、「百三十四万五千二百円」を「百三十三万一千三百円」に、「五十二万六千円」を「五十二万一千五百円」に、「八十万三千八百円」を「七十五万五千三百円」に、「四十六万六千六百円」を「四十六万三千八百円」に、「二百三十八万二千二百円」を「二百三十四万三千三百円」に、「三十二万九千八百円」を「三十二万三千九百円」に、「五十五万七千七百円」を「五十三万六千八百円」に、「二百二十八万九千円」を「二百二十七万三千六百円」に、「七十二万三千三百円」を「七十一万七千七百円」に、「三百七十六万四千四百円」を「三百七十二万五千三百円」に、「三十二万三千三百円」を「三十一万八千九百円」に、「五十一万二千四百円」を「五十万九千三百円」に、「百三十八万五千三百円」を「百三十八万四千四百円」に、「五百八万一千八百円」を「五百四万一千三百円」に、「五十九万九百円」を「五十八万八千二百円」に、「六十四万四千九百円」を「六十八万六千六百円」に、「百七十九万六千四百円」を「百七十八万九千五百円」に、「二百四十七万五千円」を「二百四十六万七千八百円」に、「百二十万九千二百円」を

「百十八万五千七百円」に、「二百四十六万八千四百円」を「二百四十六万七千七百円」に、「百十五万九千七百円」を「百十五万三千八百円」に、「二百五十九万三千二百円」を「二百五十四万五千七百円」に、「三百五十六万七千七百円」を「三百五十四万二千二百円」に、「八十九万二千四百円」を「八十八万八千円」に、「百八十四万八千九百円」を「百八十三万六千六百円」に、「三十万九千九百円」を「三十万七千二百円」に改め、同部(八)の項中「二十七万九千五百円」を「二十七万五千七百円」に改め、同部(九)の項中「二万六千二百円」を「二万五千七百円」に、「六千九百円」を「五千九百円」に、「四千五百円」を「四千四百円」に改め、同部(十)の項中「十二万七千八百円」を「十二万五千七百円」に改め、同部(十一)の項中「四十四万六千円」を「四十四万二千円」に改め、同部(十二)の項中「二十一万八千三百円」を「二十二万四千九百円」に、「二十四万三千九百円」を「二十四万二千四百円」に、「十三万九千四百円」を「十三万八千三百円」に、「五万八千二百円」を「五万七千五百円」に、「百七十四万五千六百円」を「百七十二万三千六百円」に、「三十万一千六百円」を「二十九万五千四百円」に改め、同部(十三)の項中「二百五十七万二千円」を「二百五十五万五千五百円」に改める。

別表第三 一の項中「九百六十六円」を「九百六十二円」に、「六百九十円」を「六百八十七円」に、「百七十二円」を「百七十一円」に、「四百三十一円」を「四百二十九円」に、「八百六十三円」を「八百五十九円」に、「八十六円」を「八十五円」に、「三百四十五円」を「三百四十三円」に、

その他の占	興行等				
	その他の場合	トル一日			
食糧、医薬品等災害応急対策に必要な物資の備蓄倉庫	一平方メートル	八十五十九円	百七十六円	四円	
太陽電池発電施設	トル一月	八百五十九円	百七十六円	四円	
その他の占	興行等	一平方メートル	五十七円	十一円	一元
	その他の場合	トル一日	二十八円	五円	一元

に

を

改め、同表二の項中「六千九百四円」を「六千八百七十二円」に改める。

附 則

この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。

東京都霊園条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成二十七年三月三十一日

東京都知事 外 添 要 一

●東京都規則第百十八号

東京都霊園条例施行規則の一部を改正する規則

東京都霊園条例施行規則(平成五年東京都規則第九十九号)の一部を次のように改正する。

第九条の三第一項中「施設内の指定された」を「施設内のカロートの指定された」に改め、同項ただし書中「施設内の」の下に「カロートの」を加え、同条第二項中「施設内の」の下に「カロートの」を加え、同条に次の一項を加える。

3 立体埋蔵施設の利用者は、当該施設内のカロートに立ち入ることができない。
第九条の四第二項中「施設内の」の下に「カロートの」を加え、同条に次の一項を加える。

3 合葬埋蔵施設の利用者は、当該施設内のカロートに立ち入ることができない。
別表第一中

谷中霊園			青山霊園				
第三区	第二区	第一区	第五区	第四区	第三区	第二区	第一区
一箇所につき (三体系まで)							
四十七万二千元	四十六万五千元	四十五万七千元	五十五万九千元	七十五万八千元	八十六万六千元	九十一万五千元	九十八万三千元

を

谷中霊園			青山霊園					
第四区	第三区	第二区	第一区	第五区	第四区	第三区	第二区	第一区
一箇所につき (三体系まで)								
五十四万二千元	四十七万二千元	四十六万五千元	四十五万七千元	五十五万九千元	七十五万八千元	八十六万六千元	九十一万五千元	九十八万三千元

に

改める。
別記第六号様式を次のように改める。

第6号様式(第9条関係)

一時収蔵施設使用許可証

フリガナ																							
氏名	〒				市郡				町														
住所					都道府県				市郡	区													
連絡先	〒				都道府県				市郡	区													
電話番号	自宅																						
	連絡先																						

下記の一時収蔵施設の使用について、東京都霊園条例第5条第1項の規定により許可します。
 第18条の規定により更新を許可します。
 東京都知事 記

記

印

霊園名	霊園	使用期間	年	月	日から	日まで	申請者との 続柄	使用料
死亡者氏名								円
使用場所								
使用者管理番号								

使用上の注意

- 1 使用者が本籍、住所、氏名等を変更したときは、速やかに届け出てください。
 2 遺骨を引き取る場合は、改葬手続(使用している一時収蔵施設の霊園の所在する区役所又は市役所で行います。)に必要な書類を作成しますので、次の書類等をお持ちください。
 (1) 一時収蔵施設使用許可証
 (2) 改葬先の受入れ証明書又は使用許可証
 (3) 認印
- 3 更新(使用期間延長)を希望される場合は、必ず使用期間の満了の前日までに次の書類等をお持ちになり、霊園窓口で手続をしてください。なお、更新は、4回までです(当初1年間の使用期間と更新4回までの最長5年間が休管期間です。)
 (1) 一時収蔵施設使用許可証
 (2) 申請者の住民票の写し(本籍の記載されたもの)
 (3) 使用料(都外居住者は2割増し)
 (4) 認印
- 4 使用期間の満了後1月以内に遺骨を引き取らないときは、遺骨を所定の場所に移動します。この場合、一時収蔵施設の使用料相当額を支払っていただきます。

(日本工業規格A列4番)

附則

- 1 この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の東京都霊園条例施行規則別記第六号様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

東京都葬儀所条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成二十七年三月三十一日

東京都知事 外 添 要 一

●東京都規則第百十九号

東京都葬儀所条例施行規則の一部を改正する規則

東京都葬儀所条例施行規則(昭和二十一年東京都規則第四十七号)の一部を次のように改正する。

第十三条を削り、第十四条を第十三条とし、第十五条から第十七条までを一条ずつ繰り上げる。

別表第二中「第十七条」を「第十六条」に、

所	青山葬儀 式場(附属休 憩所を含む) 利用料	第一種(八 時間以内)	
		八十六万五千円	百三万八千円
		第二種(四 時間以内)	四十三万二千五百 円

を

所	青山葬儀 式場利用料	第一種(八 時間以内)	
		七十六万九千円	九十二万二千八百 円
		第二種(四 時間以内)	三十八万四千五百 円

に

待合室利用料

第一種(八 時間以内)	十九万七千円	二十三万六千四百 円
第二種(四 時間以内)	九万八千五百円	十一万八千二百円

改める。

別記第四号様式中「第14条」を「第13条」に改める。

別記第五号様式中「第17条」を「第16条」に改める。

附則

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、第十三条を削り、第十四条を第十三条とし、第十五条から第十七条までを一条ずつ繰り上げる改正規定、別表第二の改正規定中「第十七条」を「第十六条」に改める部分並びに別記第四号様式及び第五号様式の改正規定は、公布の日から施行する。

発行
東京都
東京都新宿区西新宿二丁目八番一號
電話 〇三(五三二二)一一一一(代)

郵便番号
163-8001

定価
本号
一箇月 六、六〇〇円
五〇円
(郵送料を含む)

印刷所
勝美印刷株式会社
東京都文京区小石川二丁目三番七號
電話 〇三(三八二二)五二〇一(代)

郵便番号
112-0002

